

安八町告示第105号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年10月5日付で提出されました住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成30年12月 4日

安八町監査委員 清 伸二 

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成30年10月5日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年10月11日、夕食会・熱烈交流会（豊城市訪問団来町）の折に支出されたタクシー代（14,310円）を返還させる為に必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書（複合）
2. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令明細書（複合）
3. 平成29年度 証拠書類貼付台紙
4. 平成30年9月18日付 安総第661号
安八町職員措置請求監査結果通知書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年10月17日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成29年10月11日、夕食会・熱烈交流会（豊城市訪問団来町）の折に支出されたタクシー代（14,310円）を返還させる為に必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

本件請求は、本件請求書添付事実証明書3、ご請求書／ご利用明細中、「10/11 タクシー 14,310円」のとおり、このタクシー利用に係る公費の支出である。

山中美恵子監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に従事する業務に直接の利害関係があることから、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年10月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成30年10月25日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実発生していたのか否かについて、平成30年10月29日及び平成30年11月30日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を生涯学習課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 本件請求書添付事実証明書3、ご請求書／ご利用明細中、「10/11 タクシー 14,310円」については、平成29年12月25日に一般会計から支払われた。
- (2) 平成30年11月29日付で、(1) 支出金額の14,310円は一般会計に返金され、平成30年12月3日付で支出命令の取り消しが決裁された。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 最高裁平成6年9月8日判決

監査請求の対象となる財務会計行為は、地方公共団体に積極的損害(財産の減少)、消極的損害(利益の逸失)を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬ旨が示されている。

2 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集第44巻3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とできない旨が示されている。

第8 監査の結果

本件請求については、「第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(2)」をみるに、「第7 判断に当たっての関係法令等について／1及び2」の判決にて示されている住民監査請求の要件が、監査委員の判断がされた日において存在しないことから、安八町が現実には損害を被っているとは認められない。
よって、請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

行政が取り扱う公金は、町民の負担する税金等で賄われていることに鑑み、違法若しくは不当な公金の支出、また、その行為によって安八町が損害を被っている等の疑念や不審を抱かれることのないよう透明性を確保するとともに、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応していくべきである。